

尾張旭市任期付職員（育児休業代替） 採用試験（名簿登載）募集要項

令和 8 年 9 月
尾張旭市役所人事課

- 令和9年4月1日以降採用の育児休業代替任期付職員として名簿に搭載される方を募集します。
- 事務職については、障がい者手帳など（身体障害者手帳、療育手帳（愛護手帳）、精神障害者福祉手帳）をお持ちの方も受験することができます。

■ 育児休業代替職員（任期付職員）とは

- ・任期の定めのない正規の常勤職員から育児休業の請求があった場合、その請求期間を限度にあらかじめ任期を定めて、育児休業する職員の代替として採用する正規の職員です。
- ・勤務条件（給与・勤務時間・休暇等）については、原則、任期の定めのない正規の常勤職員と同様です。

■ 採用までの流れ

試験合格

名簿登載

育児休業の取得状況に応じて連絡

採用

- ・合格者は、「採用候補者名簿」に登載された日から5年間登載されます。
- ・名簿登載後、育児休業する職員の状況に応じて名簿から採用されます。
- ・任期は、育児休業する職員の育児休業期間に応じ採用時に決定されます。
- ・「採用候補者名簿」の登載期間内については、任期満了後も再度採用されることがあります。

■ 注意事項

- ・名簿登載人数は最大10名程度を予定し、そのうち必要となる人数を令和9年4月以降から採用する予定です。
- ・職員の育児休業取得状況によっては、「採用候補者名簿」に登載されても採用されない場合があります。
- ・育児休業取得者の都合により、育児休業期間が短縮又は延長になった場合は、任期（採用時当初）が変更となる場合があります。

1 職種、名簿登載人数、受験資格等

職 種	名簿登載 予定人数	学 歴	受験資格（職種ごとにすべての項目に該当が必要）
事務職	3人程度	大 学 短 大	①公的機関又は民間企業等での職務経験が3年以上※ある ②パソコン操作（ワード・エクセル等）ができる
保育士	5人程度	専門学校 高等学校	①保育士資格取得者 ②令和8年4月1日時点で、保育園又は幼稚園での実務経験が3年以上※

※ 常勤職員（正規雇用）、継続勤務の要件はありません。

＝注意事項＝

- 1 名簿登載予定人数は、令和8年9月時点の予定数であり、変更する場合があります。
- 2 令和8年度に実施する本市の採用試験内では、併願することはできません。
- 3 短期大学及び高等専門学校の専攻科（2年制）を卒業し、独立行政法人大学評価・学位授与機構から「学士」の学位を授与されたか又は授与される見込みのかたは、「大学」の区分での受験が可能です。
- 4 「専門学校」は、学校教育法による「専修学校」の専門課程のうち、総授業時間数が1,700時間以上で修学年限が2年以上のものに限ります。
- 5 日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、採用後は公権力の行使又は意思決定の形成へ

の参画に携わる職に就けない場合がある等、従事できる職務に制限があります。なお、採用時に日本国内での就労制限のない在留資格を有していない場合は、採用されません。

6 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 尾張旭市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 保育士について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和8年12月25日までに施行予定。以下「こども性暴力防止法」という。）第8条に該当する方を採用することはできません。

※ 詳細は、別紙（本要項5ページ）をご確認ください。

2 試験の日程等（予定）

試験	試験科目	試験日等	試験会場
1次	性格検査、適性検査	令和8年11月13日（金） 午前9時30分から正午まで	尾張旭市役所
2次	面接試験	令和8年12月8日（火） 時間未定（1時間30分程度）	尾張旭市役所

※ 試験時間は受験者数により変更する可能性があります。

3 合格者発表（予定）

1次試験	2次試験
11月25日（水）午後5時頃	12月下旬

※ 試験結果は市ホームページに掲載します。確認できない方は人事課までお知らせください。

※ 合格者発表日時の詳細は、試験実施日にもお伝えします。

4 試験の内容

試験の種類	内 容
性格検査	職務の遂行に必要となる適応性をみる検査
適性検査	受験職種に必要となる適応性をみる検査
面接試験	個別に行う面接

5 提出書類

職種	提出時期	提出が必要な書類
事務職	1次試験 受験時	①面接票（市ホームページからダウンロードしてください。） ②卒業証明書（卒業証書の写しは不可）又は卒業見込証明書
事務職 （障がい者）	1次試験 受験時	①障害者手帳など（身体障害者手帳、療育手帳（愛護手帳）、精神障害者福祉手帳）の写し ②面接票（市ホームページからダウンロードしてください。） ③卒業証明書（卒業証書の写しは不可）又は卒業見込証明書
保育士	1次試験 受験時	①面接票（市ホームページからダウンロードしてください。） ②卒業証明書（卒業証書の写しは不可）又は卒業見込証明書 ③資格取得者については、必要な資格の資格証明書の写し

※ 面接票は、自筆してください。（データ貼付等は不可）

6 受験申込手続

申込方法	インターネット申込（原則） ※尾張旭市ホームページの職員採用試験のページまたは右記 二次元コードから申込 ※障がい者の方などで、電子申請での申込ができないやむを得ない事情がある場合は、人事課までご連絡ください。	
受付期間	令和8年10月1日（木）午前9時から10月30日（金）午後4時まで	
注意事項	・ <u>申込後のデータを修正することはできません</u>ので、申込前に、入力内容の確認を必ず行ってください。入力事項を事前に把握し、申込ページ下部にある一時保存機能を使うなどして申込みください。 ・ 受付期間内に申込データを<u>受信完了</u>したものに限り受け付けます。 ・ 使用されるパソコンや通信回線上の障害等により申込が完了しなかった場合においても、追加で受付を行いませんので、<u>期限までに余裕を持って申込を完了してください。</u> ・ 申込時に入力したメールアドレスに、申込完了通知が送信されます。<u>申込完了通知に記載されている「整理番号」が、後日受験番号を確認する際に必要となります</u>ので、控えておいてください。また、申込完了通知が届かない場合は、人事課までお問い合わせください。 ・ 申込内容等に不備がある場合は別途メール、または電話にて連絡をする場合があります。	
受験票の作成	市ホームページの職員採用試験のページに掲載されている受験票に、<u>市ホームページにて公表する受験番号を記入の上</u>、インターネット申込時と同じ写真を貼付し、試験受付時に提示してください。 受験番号は、<u>11月6日（金）午後5時頃</u>に公表予定です。	

7 その他

- (1) 受験資格がないことや受験申込記載事項に不正があることが判明した場合には、合格・名簿登載を取り消すことがあります。
- (2) 職種によって必要とされる資格・免許等が採用時までには取得できない場合には、採用されません。

参考

《勤務条件・福利厚生》

1 給与（令和8年3月1日現在）

(1) 初任給の例（地域手当8%分を含む。）

ア 事務職・保育士職

前 歴	大 学 卒
新卒	256,608円
実務経験 3年（民間企業等）	267,408円
実務経験 3年（行政）	269,136円
実務経験10年（民間企業等）	292,680円
実務経験10年（行政）	302,724円

※ 職務経験内容等により、初任給例と異なる場合があります。

(2) その他諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

期末手当及び勤勉手当が年2回（6月・12月）支給されます。

2 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで（保育など変則勤務の場合は、異なります。）

なお、従事する業務によっては時間外勤務を命じられることがあります。

3 休日・休暇

一部の変則勤務の場合を除いて、原則として土・日曜日と祝日、年末年始（12月29日～1月3日）が休日となります。ほかに、年次有給休暇（年間20日）や特別休暇（結婚、出産、ボランティア等）、介護休暇等の制度があります。

4 福利厚生

(1) 共済組合

愛知県市町村職員共済組合の組合員として、職員や家族の病気やケガ、出産、災害等に対する給付、退職・障がい・死亡に対する年金・一時金の給付、住宅購入資金等の貸付制度、宿泊施設等の福利厚生サービス等があります。

(2) 健康管理

心身ともに健康な状態で勤務できるように、年1回の定期健康診断や各職種に応じた健康診断を行っています。

(3) 互助会

職員の相互扶助や職員間の親睦を目的として、ボウリング大会等のレクリエーション事業、映画観賞やスポーツ観戦等に参加する選択参加事業、野球やゴルフ等のクラブ活動に対する助成等の各種事業を行っています。

試験に関する問い合わせ先

尾張旭市役所 企画部人事課（市役所北庁舎3階）

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1

電話 (0561) 76-8102（直通）

ホームページ <https://www.city.owariasahi.lg.jp/>



職員採用に関する
ページはこちらから



※ ホームページでは、採用試験に関する情報のほか、市が求める人材像、先輩職員からのメッセージ等、参考になる情報も掲載していますので是非御覧ください。

別紙 こども性暴力防止法について

1 保育業務に従事する者の採用条件について

こども性暴力防止法（令和8年12月25日までに施行予定）第8条に該当する方は採用することができません。

- (1) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。以下「執行猶予者」という。）を除く。）で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの
- (2) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの
- (3) 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又その執行を受けることがなくなった日から10年を経過しないもの

2 保育業務に従事する者の特定性犯罪の前科の有無の確認について

- 保育業務に従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、保育業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本市の採用条件の1つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしているため、あらかじめ申込時に確認をしています。
- 特定性犯罪とは、不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行等が該当します（未成年だけでなく、成人に対する性犯罪も含みます）。詳細は下記参照条文をご確認ください。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為